

光が丘地区地区計画の変更に関するお知らせ

— 変更素案説明会のご報告と変更原案の内容等について —

平成30年12月発行（第2号） 練馬区都市整備部東部地域まちづくり課

平成23年8月に都市計画決定した「光が丘地区地区計画」について、変更に向けた手続きを進めています。本号では、「変更素案説明会」（11月9日、10日）の開催結果のご報告、「変更原案」の内容等について、お知らせさせていただきます。

■ 変更素案説明会の開催結果のご報告

前号でもお知らせしたとおり、平成30年11月9日(金)、10日(土)に「光が丘地区地区計画変更素案説明会」を開催しました。多くの皆さまにご出席いただき、誠にありがとうございました。



11月9日（文化交流ひろば）



11月10日（防災学習センター）

▶ 説明会でいただいた主なご意見、ご質問と、区の考え方は以下のとおりです。

Q 今回の地区計画の変更は、将来の団地建替えを想定したものか？

今回の変更は、練馬光が丘病院の移転改築に関連する部分と、都市公園における用途の制限について所要の変更を行うものであり、将来の団地建替えを想定した変更ではありません。

Q 今回の変更を受けて、光が丘地区の公園内に店舗・飲食店を設置するのか？
もし店舗・飲食店の設置を検討するなら、周辺住民に配慮してほしい。

今回の変更により、他の区立公園と同様、都市公園法の規定の範囲内で公園内に店舗等の設置ができるようになりますが、現時点では店舗等を設置する具体的な計画はありません。

実際に設置を検討する場合、周辺住民の皆さまにご理解いただくことが必要であると考えています。その際には、あらためて説明させていただきます。

Q 練馬光が丘病院の移転改築について、丁寧な情報提供をお願いしたい。

3月に策定した「練馬光が丘病院改築基本構想」に基づき、現在、地域医療振興協会が新病院の設計を進めているところです。来年度には新病院の工事や整備内容等についての説明会を開催する予定です。今後も丁寧な情報提供に努めます。

Q 団地の建替え等、光が丘の将来に向けた課題について、地域住民と区が一体となって協議できる場を設けてもらいたい。

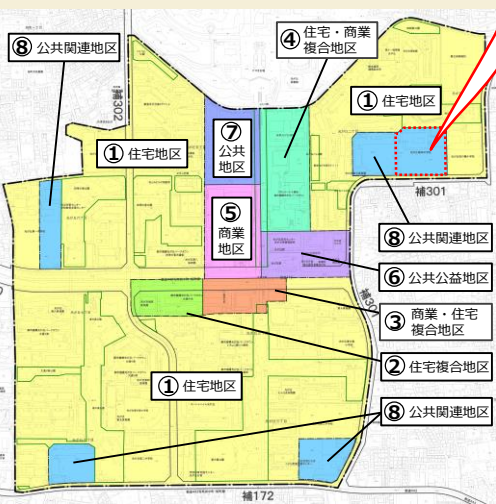
練馬区としては、光が丘の将来像を地域の皆さまと共有することが重要だと考えます。そのため、将来に向けた課題について、協議を進めるための場が必要です。まずはその進め方について、地域の皆さまとご相談させていただきながら、検討を行う予定です。

■ 光が丘地区地区計画変更原案について



このたび、光が丘地区地区計画の変更に向けて「変更原案」を作成しました。変更等の内容は「変更素案」と同様です。

(1) 変更原案の主な内容（変更部分は赤字で記載）



変更点(1) 光が丘第四中学校敷地の地区区分

「⑧公共関連地区」

土地利用の方針

学校跡施設を活用し、教育・文化振興、福祉・医療、コミュニティ・産業振興に関連する施設など、社会状況の変化や住民のニーズを踏まえた施設整備を行い、公共関連機能として土地利用を図る。

建築物等の用途の制限

つぎに掲げる建築物は建築してはならない。

- 1 公衆浴場
- 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 3 共同住宅、寄宿舎または下宿

変更点(2) 地区区分の面積

名称	① 住宅地区	③ 商業・住宅複合地区	⑧ 公共関連地区
面積	約75.2ha	約1.8ha	約6.6ha

変更点(3) 建築物等の用途の制限

① 住宅地区

建築物等の用途の制限

- 1 公衆浴場
- 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（都市公園法に規定する公園施設として設置する場合を除く。）

※内容の詳細については、以下の区ホームページや10月発行の「お知らせ」をご参照ください。

区政情報 → まちづくり・都市計画 → 各地域ごとのまちづくり → 光が丘地区のまちづくり

(2) 変更原案の縦覧および意見書の提出について

変更原案の図書をご覧いただくことができます。図書の縦覧と意見書提出の期間、場所等は以下のとおりです。

期間：平成30年12月21日(金)～平成31年1月18日(金)
午前8時30分～午後5時15分（土日祝日と12月29日～1月3日を除く）

場所：練馬区 都市整備部 都市計画課（区役所本庁舎16階）

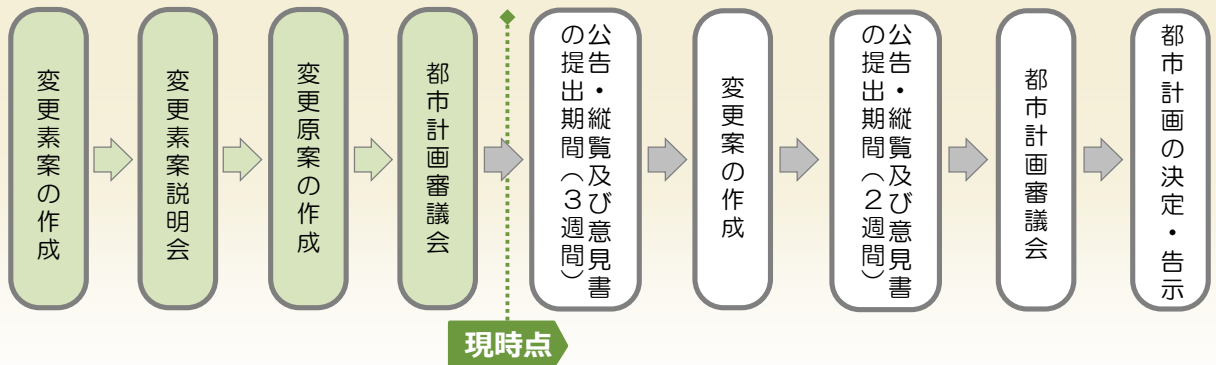
担当：〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区 都市整備部 都市計画課 都市計画担当係 電話：03-5984-1534

※縦覧や意見書に関するお問合せ、意見書の提出（直接持参または平成31年1月18日必着の郵送）は上記担当までお願いいたします。

※変更原案については、12月21日より以下の区ホームページでもご覧いただけます。

区政情報 → まちづくり・都市計画 → 都市計画決定・変更 → 手続き中の都市計画

■ 今後の流れ



<光が丘地区地区計画の変更に関するお問合せ>



練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課 まちづくり担当係

電話：03-5984-1594 FAX：03-5984-1226 メール：TOUBU@city.nerima.tokyo.jp

※このお知らせは光が丘地区内（およびその周辺）にお住まいのみなさまに配付するほか、土地・建物の所有者様に郵送（登記簿上の住所）させていただいております。光が丘地区内で、お住まいのお部屋の所有者様が別にいらっしゃる場合、お知らせが届いていない可能性があるため（登記簿上の住所以外にお住まいの場合等）、お手数ですが所有者様にもお知らせくださいますようお願いいたします。